

*****+-----* +-----*****+-----* +-----*****+-----* +-----*****+-----*

憲法しんぶん 速報版
発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2019年10月17日(木)

NO. 1005号

本号3頁

新潟県憲法会議「憲法マイスター養成セミナー」開講！ 第1回講座スタート

「日本国憲法、丸ごと学んで、貴方は『憲法達人』になれる」をキャッチフレーズに企画された新潟県憲法会議主催の「憲法マイスター養成セミナー」が10月13日、新潟市で開講しました。

セミナーに応募した20名の中、17名の参加で開講式が行われ、塾長の成嶋隆憲法会議議長は「憲法会議は50年以上の歴史で憲法の改悪を許さず、憲法を生活や職場に生かす運動に取り組んできた。そのためにも憲法全体を系統的に学ぶことが求められる。第6講座までの3か月に及ぶこのセミナーはその目的に挑戦する全国にもまれな企画で全国からも注目されている。是非、大いに学んで多くのセミナー生からの『憲法マイスター』誕生を期待したい」と激励の挨拶を贈りました。

参加者の自己紹介では「学生時代に授業で学んだようだが、大人になってきちんと学び直す機会としたい」「同じ学生時代に先生から前文を暗記することを言われて頑張った。今度は内容を理解しながら学びたい」「安倍9条改憲がいいのではと言う知人にきちんと反論し、憲法のすばらしさを伝えたい」と参加者のセミナーに期待する思いが述べられました。



共通テキストは「憲法大好きー読む・考える・学ぶ」(学習の友社)で第1講座の「前文」「第1章 天皇」では目を通しただけでも充分理解できる「レジュメ」「補足資料」が配られ、講師の成嶋先生から1時間、みっちり講義があり、休憩をはさんで1時間の討論が行われました。

討論では主に「天皇」について意見が集中し、「天皇は生身の人間なのになぜ、象徴となるのか」「自民党の憲法改正案の『元首』とどう違うのか」「天皇の『国事行為』『公的行為』『私的行為』の違いは」「天皇の政治利用って具体的に何を指しているのか」等、質問やそれに対する意見が参加者同士でお互いに出され、講師も意見を述べると言う良い雰囲気でのディスカッションが展開されました。

講師はレジュメの「豆知識」で国事行為の1つである「国会の召集」に触れ、旧憲法と同じ「上級者が下級者を呼び集める」を意味する「召し集める」の表記になっている。地方自治法では上下関係を前提としない「招き集める」の「招集」が使われ、国会よりも地方議会の方が民主的ということかとの指摘も出され、参加者は関心を持った。

セミナー生は毎回の受講後、自宅で作成した「受講日誌」を提出、講師からの「講評」が送付されることになり、「出席状況」「受講日誌」の全体的評価を踏まえて、優秀者には「憲法マイスター称号」授与、及び賞品が予定されていることも事務局から発表された。

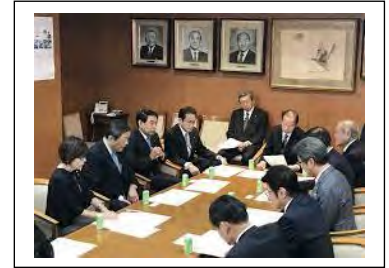
第2講座は10月27日、金子修弁護士による「第2章 戦争の放棄」等が予定されている。

二階幹事長、台風被害に「ますます」と！国民怒る！

台風 19 号が伊豆半島に上陸し、関東、東北方面にすすみながら、甚大な被害を各地に広げました。災害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げます。また、お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表します。

「徴用工」問題等の諸問題でかつてない関係悪化となっている、韓国の文在寅大統領は 14 日、台風 19 号によって日本が大規模な被害を受けたことに関連し、安倍首相に対し、お見舞いのメッセージを送ったと、報道されています。

ところが、この甚大な被害について、自民党の二階幹事長が「予測されていて色々言われていたことから比べると、まずまずで収まったという感じだ」と述べました。当然、怒りの声があがり、二階氏は、「日本がひっくり返るような災害に比べれば」という意味だと釈明し、その後、さらに批判の声が高まり、撤回しました。



これに対して、日本共産党の志位委員長は、「これだけの大災害を『まずまずで収まった』とは一体どういうことか。政府・与党の責任を全力で果たしてほしい」と批判しました。

立憲民主党の枝野代表は、「伝えられている（二階氏の）発言については、信じられないなという思いで受け止めている」「恐らく東日本大震災以降、最も大きな災害になりつつあるという問題意識を持つべきではないか」と批判しました。

台東区の避難所、路上生活者を「住所ない人は受け入れない」と断る！

このような幹事長の自民党政権のもとで、とんでもないことが起こっています。台風 19 号が接近していた 12 日、東京都台東区が、避難所を訪れた路上生活者の受け入れを断ったのです。

台東区は 11 日夕、区民を対象とした自主避難所を区内の小学校など 4 か所に開設しました。12 日の日中には路上生活者 2 人が上野公園近くの区立忍岡小を訪れたところ、受付で区職員が住所や名前の記入を求めたところ「住所がない」などと答えたため、「住所がない人は受け入れられない」と断ったとのこと。避難所を求めた 2 人は、上野駅周辺の建物の陰で傘をさして一夜を過ごしたとのこと。

台東区は「住所不定者への観点がなく、援助の対象からもれてしまった。今後はどのような方法で援助できるかを検討する」としています。

しかし、避難して来た人を「住所がない」と追い返した台東区。憲法 14 条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳い、憲法 25 条では・・・等との憲法ウンヌンの前に、人間として許されない行為ではないでしょうか。いつの間にか、こんな日本になってしまいました。

なお、当然ですが、安倍首相は 15 日の参院予算委員会で、この件に関して「各避難所では、避難した全ての被災者を適切に受け入れることが望ましい」と述べました。

<週刊兵庫憲法共同ニュース 729 号より>

安倍壊憲とのたたかい、強めよう

－三宮屋パレード、和田進神戸大学名誉教授（兵庫憲法会議代表委員）ミニ講演より－

10 月 4 日の臨時国会での所信表明演説の最後で、安倍首相は、「令和の時代の新しい国創りを、皆さん、共に、進めていこうではありませんか。その道しるべは、憲法です。令和の時代に、日本がどのような国を目指すのか、その理想を議論すべき場こそ、憲法審査会ではないでしょうか。…皆さん、国民への責任を果たそうではありませんか」と居丈高に語り、憲法改正への強い執念を見せました。憲法尊重擁護義務を課せられている行政府の長が国会壇上から憲法改正をアジテーションするなどということは立憲主義の蹂躪行為です。

ところで最近この 9 月に出された自民党の元幹事長の古賀誠氏の「憲法 9 条は世界遺産」という本を読みました。この本は昨年の神戸市での講演をまとめたものようですが、そこで古賀氏は、「安倍首相は憲法改正案の国会提出を急いでいるようですが、なかなか難しいと思います」「憲法は国民のものでありますから、それを改正するという場合は、国民の盛り上がりをもっと大事にしなければいけない」と強調しています。

なぜ古賀誠氏が「憲法 9 条は世界遺産」と語っているのかを紹介したいと思います。古賀氏の父は古賀氏が 2 歳の時二度目の出征をし帰らぬ人となり、父親の思い出は何一つ覚えておらず、自転車の行商で働きづくめの母親に育てられたと言います。

古賀氏が「憲法 9 条は世界遺産」と語るポイントは、あの戦争で多くの人が無念の思いで命をなくし、その結果として、戦争未亡人をはじめ多くの戦争遺族の血と汗と涙が憲法 9 条に込められていると同時に、あの戦争を引き起こし、「世界の国々に大きな迷惑をかけ、言いしれない損害を世界の国々にも与えた日本の国が、そのことに対するお詫びをしているという意味合いをも、平和憲法が持っているということ」、すなわち、「平和憲法は、日本の国が再びああいう戦争を起こしてはいけないということと同時に、世界の国々に与えた戦争の傷跡に対するお詫びをも世界の国々対して発信している」が故に、「憲法 9 条は世界遺産」と古賀氏は語るのです。

この把握は憲法 9 条の持つ二つの側面を的確にとらえていると言えます。そして古賀氏は、「過去の過ちへの反省は、あの平和憲法の中にも含まれていて、だからこそ 9 条を維持し続けるというぐらいの誠実さと謙虚さが、この日本の国には必要なのです。そうやって初めて、中国とも韓国とも本当の意味での信頼関係ができると私は思います」と言います。

戦争体験を持たない世代がいまや圧倒的になっていますが、憲法 9 条の持つ世界史的意味を語り、広め、安倍改憲の持つ時代逆光の危険性を広めていきたいと思ひます。

各地のとくくみ

青森 人間らしい働き方こそ、人間らしく暮らせる社会に

27 条

青森県内の労働組合や市民で構成する労働法制改悪反対青森県連絡会は 10 日、青森市の新町商店街で街頭宣伝し、「人間らしい働き方の実現を求める」国会議員請願署名を呼びかけました。

「8 時間働けばふつうに暮らせる社会を」「ブラック企業根絶」の横断幕やのぼりを掲げ、「全国一律最低賃金、時給 1500 円の実現。ハラスメントや長時間労働を許さない世論と運動を広げよう」と訴えました。

物産展で購入した袋を片手に署名した女性（60）は、「若い人の中には、税金や年金が払えない人がいるんだってねえ。けばれと応援されても、世の中が変わらなきゃ踏ん張れねえよな」と語りました。

年金暮らしの女性 2 人組が「署名するよ」と元気に声をかけて来ました。サングラスを鼻先に下して署名した女性は、「今の日本はおかしいよ。若い人が元気でない国はダメになる」と憤りました。もう一人の女性が相槌を打ち、「年金も減らされて高齢者も働かないと生きていけなくなっている。人ごとじゃない。若い人たちが、こうして声をあげているから、一緒に頑張りたい」と参加者を激励しました。

愛知 150 人が支援する中、愛知生存権裁判の第 2 回証人尋問実施

25 条

生活保護基準引き下げは憲法 25 条の理念に反するとして、愛知県内に住む生活保護受給者 20 人が国や名古屋市など 4 市を相手取り、引き下げの取り消しや国家賠償を求めた裁判（愛知生存権裁判）の第 2 回証人尋問が 10 日、名古屋地裁でありました。

厚労省社会保障審議会生活保護基準部会座長代理だった岩田正美日本女子大学名誉教授、元中日新聞記者の白井康彦氏が証人として出廷。岩田氏は、生活保護基準は様々な制度に波及するもの。裁判所は適切な判断を」と証言。

白石は、国が保護費削減の根拠にする 2008 年から 2010 年の生活扶助 C P I（消費者物価指数）の下落率の算出方法について「意図的にゆがめられ、過剰に削減された」と陳述しました。

公判後の報告集会には支援者や全国各地の原告や弁護士ら 150 人が参加し、会場は満席。内河憲一弁護士は「国の反対尋問もほとんどない。われわれの証言は的を射ており、反論できない。名古屋は判決が全国で一番早く、注目されている。しっかりとたたかいたい」と語りました。

第 3 回証人尋問は 10 月 24 日に行われます。



たたかった朝日茂さん